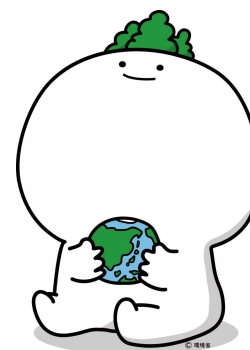




支援証明書制度の検討状況について

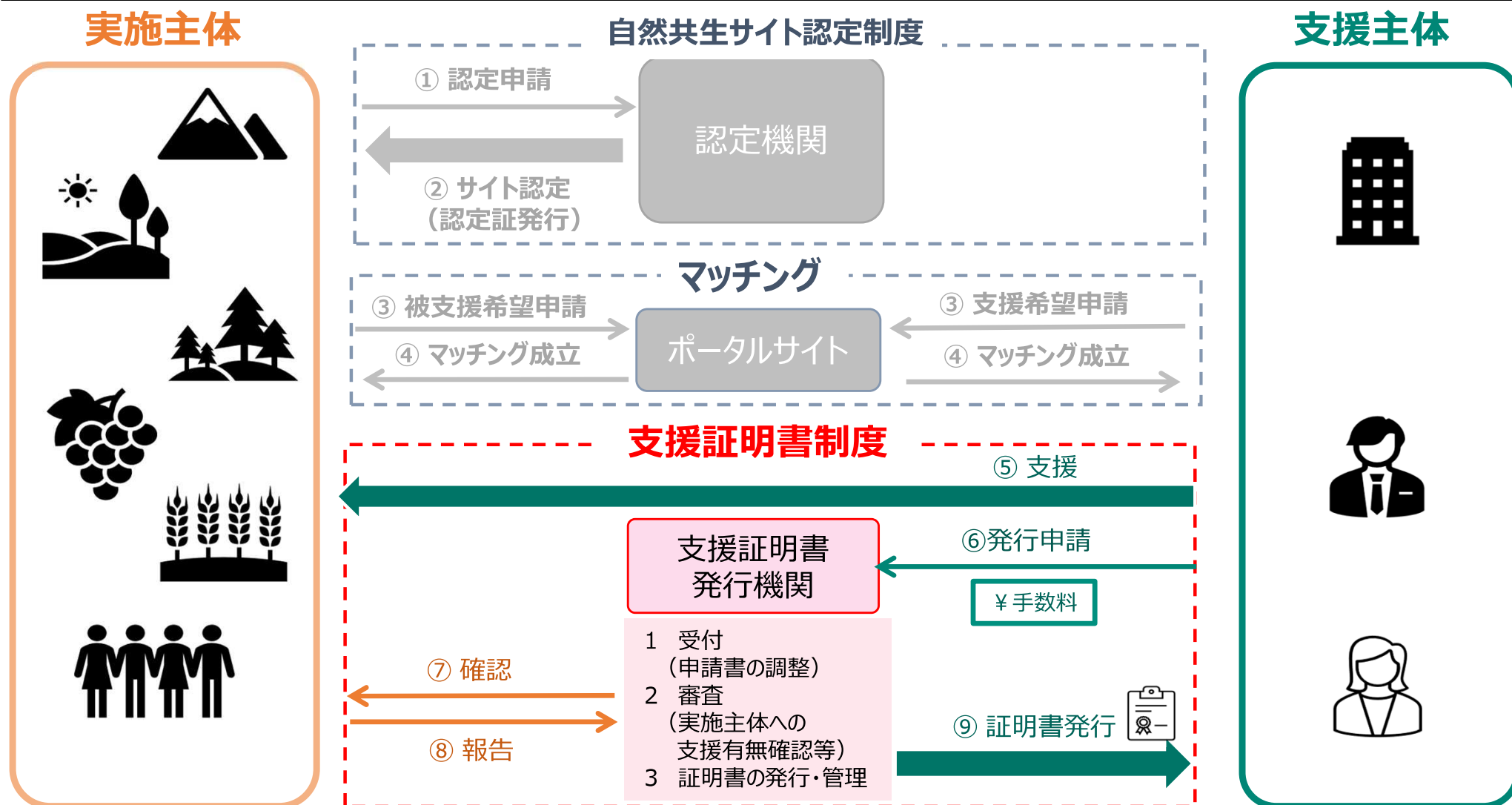


支援証明書制度の全体像



- 自らが土地を有しない場合においても、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援をした際に「支援証明書」を発行する制度について、昨年度から検討中。
- 今年度は、情報開示等への活用の観点から検討を行うマッチング試行を実施。

支援証明書制度の手続きの流れ（案）



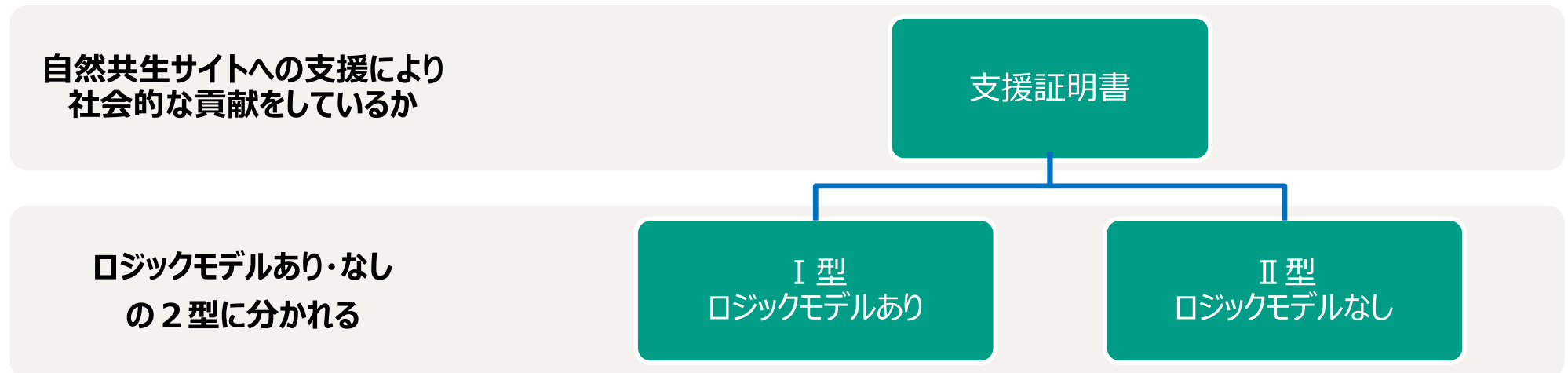
■ マッチングの試行の実施（25の組合せ（支援者14者、被支援者21者））

No	支援者	被支援者	検討中の支援の分類
1	東京海上アセットマネジメント株式会社 / 沖縄セルラー電話株式会社	エコツアーふくみみ	金銭的・人的支援
2	応用地質株式会社	協同組合Masters	人的支援
3		ナニックジャパン株式会社	人的支援
4	トランスコスモス株式会社	田島山業株式会社	金銭的・技術的支援
5	株式会社NTTドコモ	甲賀市	技術的支援
6		認定NPO法人 環境リレーションズ研究所	技術的支援
7	株式会社KJRマネジメント	株式会社西武リアルティソリューションズ	人的支援
8	大成建設株式会社	十山株式会社	技術的・人的支援
9		蒜山自然再生協議会	技術的・人的支援
10	株式会社エコプラン研究所	麻機遊水地保全活用推進協議会	技術的・人的支援
11		日本製紙株式会社	技術的支援
12		任意団体 ぼっけ生きもの倶楽部	技術的支援
13	株式会社エックス都市研究所	相生市	技術的・人的支援
14	アルスコンサルタンツ株式会社	中越パルプ工業株式会社	人的支援
15	LINEヤフー株式会社	田島山業株式会社	人的支援
16		株式会社西武リアルティソリューションズ	人的支援
17	株式会社建設環境研究所	麻機遊水地保全活用推進協議会	技術的支援
18		花王株式会社 和歌山工場	技術的支援
19	有限責任監査法人トーマツ	株式会社ノトハイツ	人的支援
20		公益財団法人 大阪YMCA	人的支援
21	公益社団法人 大阪自然環境保全協会	中央可鍛工業株式会社	人的支援
22	損害保険ジャパン株式会社	神戸市	人的支援
23		TOPPANホールディングス株式会社	人的支援

- 支援証明書は、CSR的取組に対してもIRに活用できるような取組に対しても活用できるような設計を予定。
- CSR的な支援の場合は、支援証明書によって支援の事実が証明されることが必要。
- IR等への活用を想定する場合は、支援がアウトカム（GBF目標）につながるかを説明するロジックモデルも含めて証明することが重要。



支援証明書を「ロジックモデルあり」「ロジックモデルなし」の2種に分けて運用。



- 次年度は支援証明書（試行版）の発行を試行的に運用予定
（申請・審査・発行の一連の手続きを本格運用で想定する手順で実施）

次年度の試行運用のスケジュール（案）概要

申送り論点と 試行内容の検討

- WG
- インセンティブ
検討会

発行申請受付 （試行）

- 試行アナウンス
- 申請受付
- 事務局による
事前審査

審査・発行 （試行）

- WG

試行運用の結果 報告（課題整 理）、本格運用に 向けた検討

- WG
- インセンティブ検
討会

本格運用 (令和7年度以降)

<参考> 支援証明書の記載内容について



- 一型（ロジックモデルあり）、Ⅱ型（ロジックモデルなし）について、記載内容等を以下に整理。
- 審査事項に係る事務に差分が生じるため、手数料に差をつけることも検討していく。

I 型（ロジックモデルあり）

Ⅱ型（ロジックモデルなし）

記載内容	○ 支援サイトの情報 ○ 支援内容 ○ 支援による貢献内容 ○ ロジックモデル △ 別紙（特記事項） ※○：必須、△：任意	左記の内、ロジックモデル以外
主な確認ポイント	・ 支援が実施されたことの事実 ・ 支援が自然共生サイトにおける活動に費やされたことの事実 ・ その活動が自然共生サイトに認定された価値の維持・向上につながるか ・ ロジックモデルが成立しているか（確からしいか） ※その他、提出いただいたレポート等により、別紙（特記事項）に記載の内容が証明されているか	左記の内、以下の観点以外 ・ ロジックモデルが成立しているか（確からしいか）
発行時の事務手数料	10万円程度	1万円程度
支援事実の確認	支援証明書の有効期間に応じて定期的に実施 ※支援事実の確認の費用については今後検討	
審査機関・発行機関	環境省 ※ロジックモデル、別紙の記載項目の設定により外部審査の必要性は今後検討	

<参考> 支援証明書の記載内容について

- 支援内容及び貢献内容の記載に関する課題を踏まえ、支援証明書（本紙）の様式の変更（案）を以下に示す。
- 支援による貢献内容をより明確に説明できるようにするため、支援内容と貢献内容は、自然共生サイトの認定基準（一律）と認定内容（サイトにより異なる）と並べて記載することでどの価値に貢献しているかを明確にする。
- 最低 1 つ以上の価値（認定基準）の維持・向上に資する支援内容を含むことを条件とする（その他のみは×）。

支援サイト情報

サイト名称：〇〇公園 サイト所在地：XX県△△市 面積（サイト全体）：100ha
 管理責任者情報：△△市
 管理方法・機関：市内の関連団体と連携して、△△市が主導で管理

支援期間

令和 6 年度～令和 8 年度

支援内容・貢献内容

価値	認定基準	認定内容	支援内容	貢献内容
4	生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値	在来種である、以下の動植物が確認されている 植物：XXX 鳥類：XXX 昆虫類：XXX	ボランティアとして保全活動への参加（切り戻し、サイト保全のため外来種等の駆除など） 支援期間：2024年度	植物の種及び生物のための機能保全を目的とした環境整備および負の影響を与える外来植物及び在来植物の除去の支援
6	希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値 認定基準から引用	環境省レッドリストに記載のある下記の生物が生息している。 XX 絶滅危惧Ⅱ類(VU) 認定情報から引用	寄付金として50万円を提供し、定点カメラを購入。 支援内容を記載	継続的なモニタリングにより沿岸域の生物相を明らかにし、効果的な対策を講じる 貢献内容を記載
その他	自然共生サイトの認定基準に当てはめることが難しい支援内容も記載を可能とし、都度確認することとする			

本支援証明書の有効期間

令和 6 年3月1日～令和 7 年3月1日

<参考> 支援証明書の記載内容について

- 支援証明書には「支援期間」と「支援証明書の有効期間」の2つの期間が存在する。
- 支援証明書の有効期間の設定方法は自然共生サイトの認定・更新の期間との関係も含めた議論が必要であるが、複数年にまたがる場合には定期的な更新が必要となる。

支援証明書様式

支援サイト情報				
支援期間		令和6年度～令和8年度		
支援内容・貢献内容				
価値	認定基準	認定内容	支援内容	貢献内容
支援期間本支援証明書の有効期間		令和6年3月1日～令和7年3月1日		

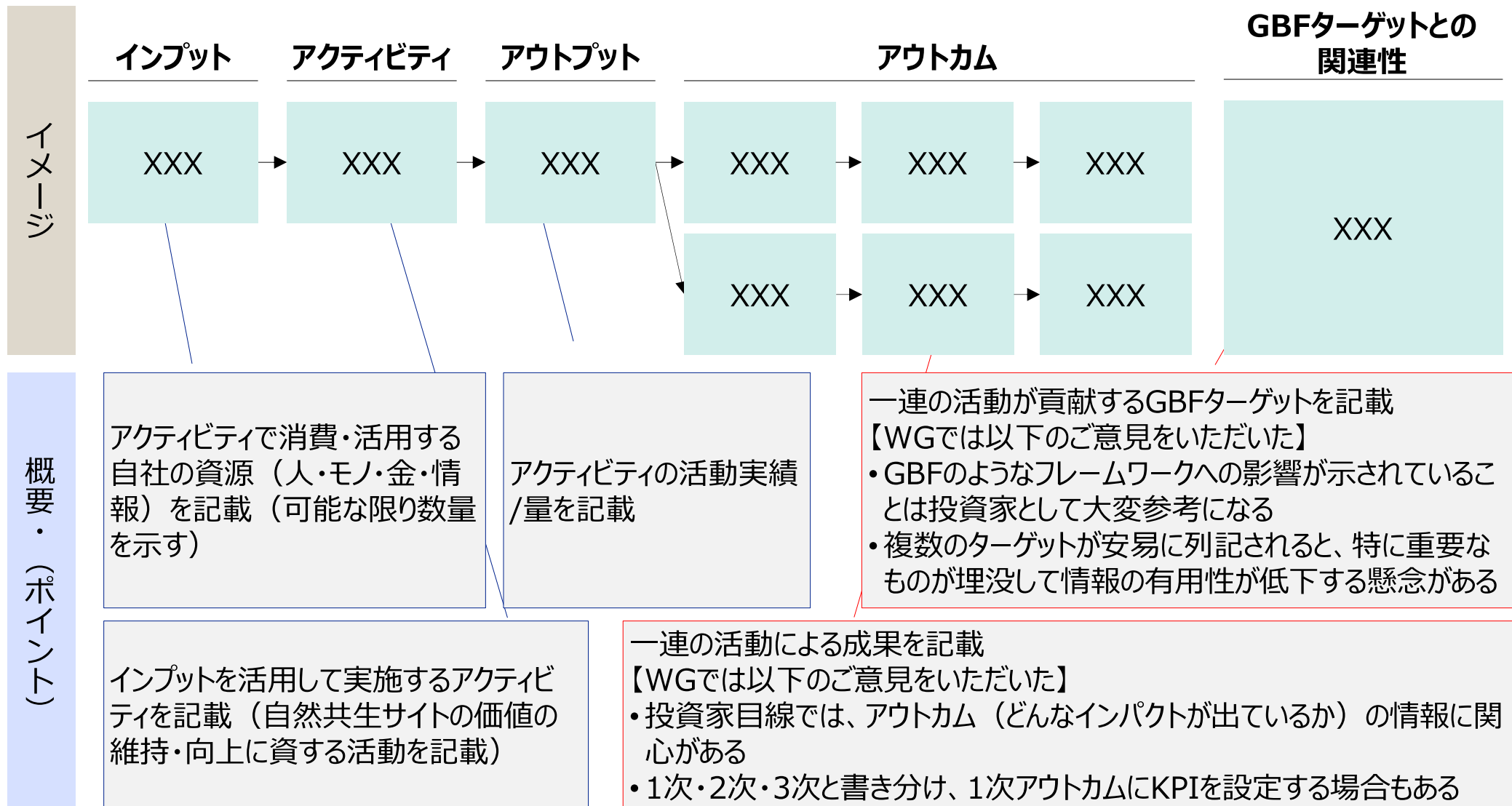
支援者及び被支援者の合意の基に記載する任意項目

支援期間とは別に支援証明書の有効期間を設定する。
※認定更新時期との関係に留意

複数年にまたがる長期的な支援の場合、支援証明書に記載した「支援の事実（ロジックモデルのインプット部分）」を発行機関にて確認するため、**定期的に更新**。

<参考> 支援証明書の記載内容について

- WGにおける議論を踏まえ、ロジックモデル記載時の各項目の概要・ポイントを整理した。
- アウトカムは短期的には把握できないため、アウトカムに関する予測、及びそのための計画を確認するものとする。また、支援証明書の更新時はインプット、アクティビティの事実関係を確認することを想定。



※赤枠：詳細の検討を引き続き行う項目

<参考> 支援証明書の記載内容について

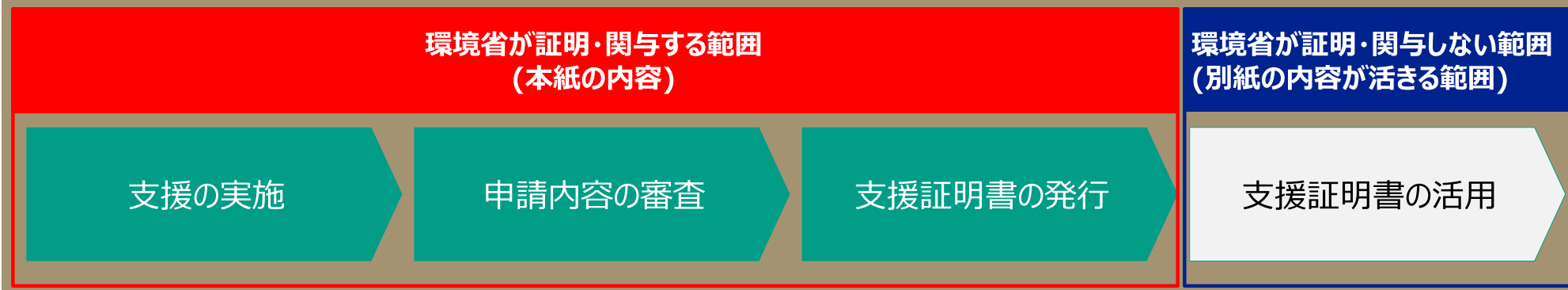
- 特記事項は、当初は投資家へのアピール等のために本紙（環境省が証明する内容）に書くことができない内容を記載いただくために設置したが、本紙に記載する事項の追加（様式の変更）を踏まえ、改めて特記事項（別紙）の位置づけと特記事項の運用ルールを整理した。
- I 型、II 型（ロジックモデルあり、なし）に関わらず、支援者が任意で記載する事項とする。

特記事項（別紙の位置付け）

（当初の想定）本紙には支援内容のみを記載。それ以外の内容は全て別紙に記載いただく。

（現在の想定）本紙にロジックモデルを記載することとなり、想定されるアウトカム・、環境・社会への副次的効果をロジックモデルの中で記載できるようになった。一方で**本業との関連は別紙に記載**いただくか、事業者が開示の際に自身の報告書等で記載いただく。

支援の内容が本業にどう影響するか等の証明は環境省では行わず、支援証明書を支援者がどの様に活用するか、どう見せるかは支援証明書を受領した者が自主的に判断し活用いただく。



別紙の運用ルール（想定）

- ・ 記載する内容に制限は設けない
- ・ 記載内容を証明する資料（報告書や論文）の提出が必要
- ・ 記載された内容は環境省が担保するものではない
- ・ 支援者が自ら内容を記載する

<参考> 支援証明書の発行・運用の仕組みについて

- 今年度の試行的マッチングは広義の支援をすべて対象としてご協力いただいたところ。
- 試行的マッチングを行った結果、販売（請負契約含む）という形について以下の課題があることが明らかとなった。
 - ・被支援者にとって支援という認識が薄くなるケースがあること
 - ・支援であるか否かの線引きが難しいこと
 - ・支援内容に対して約束された対価として支援者が金銭を受領するため、他の支援と異なり、リスクをほぼ負わないこと
 - ・本業の事業行為（商行為）に対して支援証明書を発行すべきではないのではという懸念
- したがって、販売（請負契約含む）という行為に対しては支援証明書を発行しないこととする。

広義の支援

支援証明書の発行対象・マッチングの試行対象

狭義の支援

購入

該当サイトからのモノを購入し、販売することで経済的リターンを得る。仕入先の課題を解決することが社会的課題の解決につながることもある。

販売

**支援証明書
発行対象外**

モノまたはサービスを提供し、経済的リターンとして対価を受け取る。販売先の課題を解決することが社会的課題の解決につながることもある。販売に伴うアフターサービスも含む。

寄付

社会的課題解決を支える。投資家に対する経済的なリターンは目的としない。寄付金控除を受けることは出来る場合がある。

ネーミングライツの購入

土地の購入ではなく、支援者による任意の名前を該当自然共生サイトに付与することを意味し、自然共生サイト側に金銭的な負担は発生しない。

投資

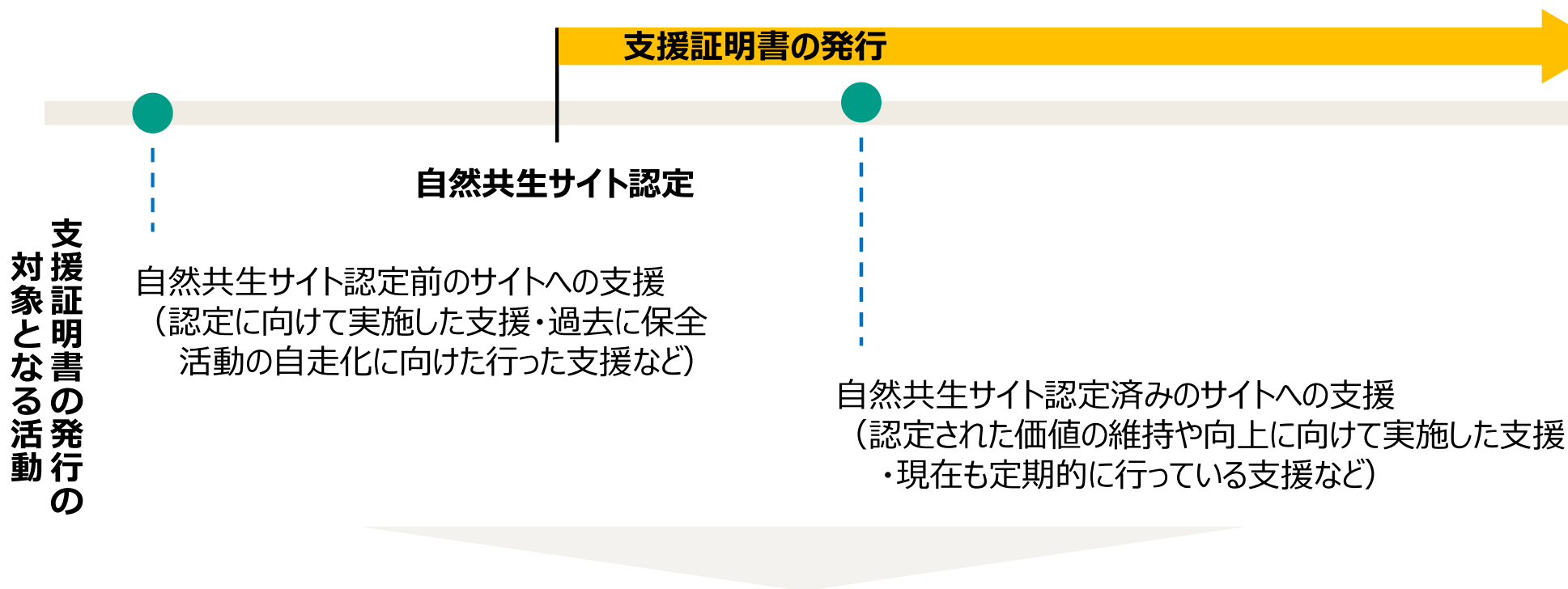
経済的リターンのみを目的するものから社会的課題解も目的するものまでバリエーションがある。基本的には資金の返済は不要だが配当の支払を伴う。

融資（貸付・公社債）

経済的リターンのみから社会的課題解も目的するものまでいくつかのバリエーションがある。基本的には元本の返済に加え、利息の支払を伴う。

<参考> 支援証明書の発行・運用の仕組みについて

- 支援証明書は自然共生サイトに認定されているサイトへの支援のほか、認定される前のサイトへの支援についても、発行対象とすることを想定している。
- ただし、支援証明書を発行するタイミングについては、当該サイトの自然共生サイトの認定以降となる。



支援証明書の発行の対象となる活動についての考え方

- ① 自然共生サイト認定前のサイトへの支援は、当該サイトが認定され次第、支援証明書の発行申請が可能。
- ② 自然共生サイト認定済みのサイトへの支援は、いつでも支援証明書の発行申請が可能。

※ いずれも、支援者・被支援者間で合意がなされていることを前提とする。

※ なお、支援証明書の有効期間については、自然共生サイトの認定に関する状況も踏まえて検討

- これまでの議論を踏まえ、支援証明書のTNFD等の情報開示への活用に関して、以下のポイントを整理。
- 支援証明書の作成及び活用に係るルール（ポイント）については作成要領等の形でまとめることを想定。
※詳細の内容はインセンティブ検討会及びWGの議事結果や次年度の試行運用状況も踏まえ整理していく。

【記載内容の例】

① 事業活動による自然への負の影響を減らすことが肝要

TNFDも、SBTNの「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方を引いて、「回避・削減・回復・再生の4つのアクションを順を追って実行する必要がある」としており、そうした視点からのストーリー作りや支援証明書の記載内容の検討が必要。

② 負の影響低減に取り組むに当たっては、優先的に取り組むべき地域を定めることが効果的

TNFDでは事業との関連性において評価する場所を「プライオリティ・ロケーション」としており、このプライオリティ・ロケーションに紐づく支援であれば、支援証明書を自然関連情報開示の根拠として効果的に用いることができる可能性がある。

③ 国際的な視点からの環境保全に係る取組等の評価

生物多様性の保全に係る動向は国際的なものであり、GBFターゲット等の国際目標への貢献等を対外的に示していくことが投資家からの評価といった観点からも重要。

＜参考＞ 支援証明書の発行・運用の仕組みについて

- ネイチャーポジティブ及びそれに資するネイチャーポジティブ経済の実現のためには、事業活動による自然への負の影響を減らすことが肝要。すなわち開発行為等における「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方が、それ以外の事業活動についても採られることが必要である。
- TNFDも、SBTNの「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方を引いて、「回避・削減・回復・再生の4つのアクションを順を追って実行する必要がある」としており、上述の考え方と整合している。
- そうした財務情報開示における「自然共生サイト」の位置づけとしては、現状、直接的には、同サイトが機会創出に資するケース（自社内のサイトでの保全技術を他者に提供できるケース、サイト保全活動を通じた顧客獲得等）が主となる見込み。
- 一方で、自社の事業活動による自然への負の影響の低減に関する分析・構想が伴わない開示の場合、TNFDに沿っていない（自然への依存・影響が減っておらずリスク回避になっていない）と投資家から見なされたり、NGO等からグリーンウォッシュとして批判される恐れがある。
- 「自然共生サイト」がネイチャーポジティブ経済の実現に効果を発揮するためには、最終的にそれらがどう自社の事業活動による負の影響の低減に資するのか、ひいては自社が影響を及ぼし得る主体による活動による負の提供の低減に資するのか、といった観点からの分析が必要である。
- 本WGでは、そうした観点からもストーリー作り、支援証明書の記載事項作りにご助言賜りたい。

TNFDにおけるリスク・機会の考え方

「リスクと機会への対応において、自然への負の影響を回避又は最小化する事業活動は、修復努力の追求や、再建又は補償措置による既存の損害の緩和よりも優先されるべきである。」

（TNFD最終提言より、環境省仮訳）

SBTNの行動枠組み（AR3T） / Mitigation Hierarchy



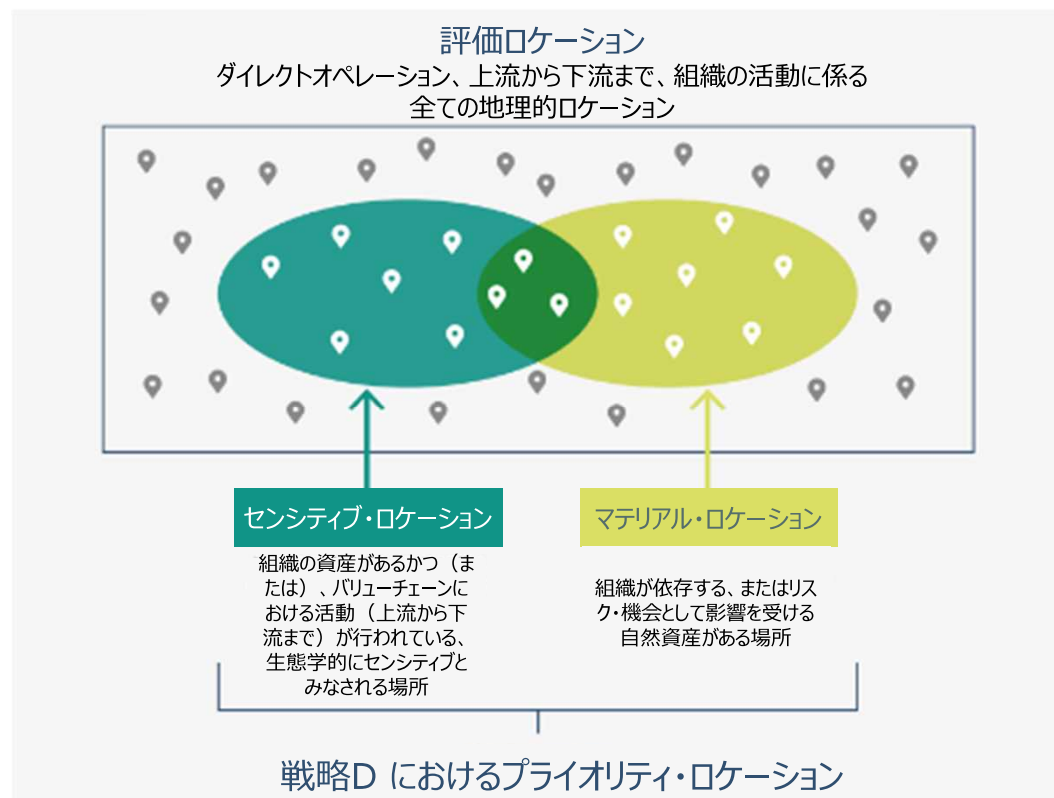
出典：SBTN(2023) Step4. Act

<参考> 支援証明書の発行・運用の仕組みについて



- 事業活動による負の影響低減に取り組むに当たっては、優先的に取り組むべき地域を定めることが効果的である。
- TNFDでは事業との関連性において評価する場所を「プライオリティ・ロケーション」としており、このプライオリティ・ロケーションに紐づく支援であれば、支援証明書を自然関連情報開示の根拠として効果的に用いやすい。
- 「プライオリティ・ロケーション」は、上流のみならず下流もあり得、例えば卸売先、顧客等の活動場所をプライオリティ・ロケーションと位置づけ、彼らの自然への依存・影響を分析し、その低減等に取り組むことも考えられる。

プライオリティ・ロケーションの考え方



出典：Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures
September 2023 を事務局で翻訳